

# 飲料水供給施設等の水質検査等について

飲料水供給施設および簡易給水施設の設置者は、以下の事項に従い維持管理をし、安全な水の供給に努めてください。

## 1. 水質検査について

### ○給水開始前

飲料水供給施設又は、簡易給水施設の設置者は、給水を開始しようとするときは、あらかじめ、給水栓において、『水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）』に定める項目、及び消毒の残留効果についての水質検査を給水栓において行うこと。

### ○日常の管理

飲料水供給施設又は、簡易給水施設の設置者は、給水栓における水について、次に掲げる水質検査を定めるところにより実施すること。

#### (1) 7回以内に1回以上

消毒の残留効果、色及び濁りに関する検査

#### (2) 6ヶ月以内に1回以上

省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査

※省令の1、2、10、37、45、46、47、48、49、50の項までの項の上欄に掲げる事項以外の検査の全部、又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、年1回以上まで省略することができる。

※明らかであるとは、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における水質検査の結果がすべて、水質基準値の5分の1以下である場合をいう。

## 2. 採水について

末端の給水栓での採水を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

- (1) 原則として、給水系統ごとに1地点以上選定してください。ただし、1つの給水系統において検査を行うことにより、他の給水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除きます。また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されないようにすること。
- (2) 検査する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等水が停滞しやすい場所も選定することが必要です。

### 3. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。なお、全項目検査が原則となりますが、省略可能項目のうち行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その項目については省略する事が出来ます。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源に異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・浄水過程に異常があったとき。
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他特に必要があると認められるとき。

### 4. 水質検査結果の保存期間

水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して1年間保存しなければならない。

### 5. 衛生上の措置

飲料水供給施設又は簡易給水施設の設置者等は、次に掲げる衛生上の措置を講じなければならない。

- (1) 取水場、浄水場、配水池は、常に清潔にし、水の汚染防止を十分にすること。
- (2) 施設には、鍵を掛け、柵を設置するなどみだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水が、残留塩素を0.1mg/l以上保持するように塩素消毒をすること。